

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第57号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 県議会の議員が招集に応じて会議又は委員会等に出席したときの第1項の費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、当該出席した日（議案調査等に従事した日を含む。）1日につき、別表第4左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。</p> <p>4 居住地から招集地までの距離が陸路（鉄道を除く。以下同じ。）75キロメートル以上の県議会の議員が次の各号に掲げる場合に該当するときの第1項の費用弁償の額は、第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める日1日につき、第1号の場合にあっては別表第4左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表右欄に定める額、第2号の場合にあっては同表左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 招集に応じて会議又は委員会等に出席した日の前日（当該会議又は委員会等の開会の日（議案調査日等を含む。）を除く。）に招集地において宿泊した場合 当該前日</p> <p>(2) 招集に応じて会議又は委員会等に出席した日に招集地において宿泊した場合でその翌日（当該会議又は委員会等の開会の日（議案調査日等を含む。）を除く。）に旅行したとき 当該翌日</p>	<p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>第8条 削除</p>	<p>第8条 県議会の議員が招集に応じて会議又は委員会等に出席したとき（会期</p>

中における議案調査のための休会の日に岩手県議会議事堂又は岩手県議会議員会館において議案調査に従事したときを含む。)は、前条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の費用弁償として、鉄道賃、車賃、公務諸費及び宿泊料を支給する。

2 前項の鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ支給するものとし、その額は、別表第2 県議会の議員の項に定める額とする。

3 第1項の車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ支給するものとし、その額は、路程1キロメートルにつき37円とする。ただし、高速自動車国道を利用した区間がある場合又は天災その他やむを得ない事情によりこの項本文の規定による車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

4 第1項の公務諸費は、次に掲げる日の日数に応じ1日当たりの定額により支給するものとし、その額は、1日につき3,000円とする。

(1) 招集に応じて会議又は委員会等に出席した日（会期中における議案調査のための休会の日で岩手県議会議事堂又は岩手県議会議員会館において議案調査に従事した日を含む。以下「会議等出席日」という。）

(2) 次項第2号の規定により宿泊料が支給される会議等出席日の前日（会議等出席日を除く。）

5 第1項の宿泊料は、次の各号に掲げる県議会の議員の居住地と招集地との距離の区分に応じ、当該各号に掲げる日（招集地に宿泊した日に限る。）の夜数につき1夜当たりの定額により支給するものとし、その額は、1夜につき7,100円とする。

(1) 20キロメートル以上75キロメートル未満 会議等出席日（その翌日が会議等出席日となる日に限る。）

(2) 75キロメートル以上 会議等出席日及び当該会議等出席日の前日（会議等出席日を除く。）

(旅費及び費用弁償の支給方法)

(旅費及び費用弁償の支給方法)

第9条 第7条の旅費及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

別表第2（第7条関係）

[略]

別表第4（第7条関係）

区 分		費用弁償の額
招集地が居住地である県議会の議員		8,700円
招集地が居住地以外の	居住地から招集地までの距離が陸路25キロメートル未満の場合	10,600円
県議会の議員	居住地から招集地までの距離が陸路25キロメートル以上50キロメートル未満の場合	12,400円
	居住地から招集地までの距離が陸路50キロメートル以上75キロメートル未満の場合	14,300円
	居住地から招集地までの距離が陸路75キロメートル以上100キロメートル未満の場合	16,100円
	居住地から招集地までの距離が陸路100キロメートル以上の場合	18,000円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、平成20年11月1日から施行する。
- この条例による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

第9条 前2条の旅費及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

別表第2（第7条、第8条関係）

[略]